

委 託 契 約 書

- 1 業務名 岩手県立中央病院電子カルテ参照システム構築業務
- 2 委託料 金_____円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額_____円）
- 3 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日
- 4 契約保証金 金_____円

※ 契約保証金を免除する場合

- 4 契約保証金は、免除する。

岩手県（以下「甲」という。）と _____（以下「乙」という。）とは、上記業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、別紙「仕様書」に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を上記委託料及び委託期間をもって乙に委託し、乙はこれを受託した。

（指示）

第2条 甲は、乙に対して、委託業務の実施に関し、必要な事項について指示することがある。

- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要と認めるものについては、甲の指示を受けるものとする。

（担当者報告書の提出）

第3条 乙は、委託業務を主として担当する者を定め、速やかに担当者報告書（様式第1号）を甲に提出するものとする。

（委託業務内容の変更等）

第4条 甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、委託料及び委託期間を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の帰属）

第5条 委託業務の実施に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰する理由による場合は、この限りでない。

（委託業務完了報告及び完了確認）

第6条 乙は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書（様式第2号）に契約目的物を添えて甲に提出し、その確認を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による書類を受理したときは、その日から起算して10日以内に当該書類の検査を行い、委託業務の実施状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これを適合させるための措置をとるべきことを乙に指示するものとする。

- 3 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合は、その結果を甲に報告するものとする。

（4 第2項の検査に合格したときをもって契約目的物の引渡し完了し、契約目的物の所有権が甲に移転するものとする。）

（委託料の請求）

第7条 乙は、委託業務の完了確認を受けた後、甲に委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

(支払遅延利息)

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払う日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年〇パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

(履行遅延違約金)

第9条 甲は、乙が自己の責めに帰すべき理由により委託期間の終了期限までに委託業務を終了できない場合は、遅延日数に応じ、契約金額から既成部分又は既成部分相当額を控除した額につき年〇パーセントの割合で計算した違約金を徴収することができる。

(瑕疵担保)

第10条 甲は、第6条第4項の契約目的物の引渡しを完了したときから1年以内に限り、乙に契約目的物の瑕疵の補修を求めることができる。

(契約不適合責任)

第10条 第6条の規定による完了確認後、契約の目的物に不適合があると認められる場合は、甲は、乙に対し、期限を指定して再履行を請求し、又は不適合の程度に応じた委託料の減額を請求することができる。

2 前項の規定は、甲の損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

3 第1項の規定する場合において、その不適合が甲の提供した資料等の性質又は甲の与えた指示によって生じたものであるときは、甲は、その不適合を理由として再履行の請求、委託料の減額請求、損害賠償の請求及び本契約の解除をすることができない。ただし、乙がその資料等又は指示が不適當であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、第6条の検収完了後1年以内であって、かつ甲が当該契約不適合を知った時から1ヶ月以内に甲から当該契約不適合を通知された場合に限るものとする。(ただし、第6条の規定により契約の目的物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。)

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 乙の責めに帰する理由により契約目的物を納入期限内に納入しないとき、又は納入することができない等委託業務の履行ができないと認められるとき。

(2) 契約の締結又は履行について、不正の行為があったとき。

(3) 正当な理由なしに甲が行う検査若しくは調査を妨げ、若しくは報告を拒み、又は甲の指示に従わなかったとき。

(4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、又は便宜の供与等により、直接的ある

いは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(5) 前各号のほか、乙がこの契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

※ 契約保証金を免除する場合

2 乙は、前条の規定によってこの契約を解除されたときは、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

(乙の解除権)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 甲の責めに帰する理由により、契約目的物を納入することが不可能となったとき。

(2) 甲が、委託業務の内容を著しく変更し、又は委託業務を一時中止することにより、重大な損害を受けるおそれがあると認められるとき。

(3) 前各号のほか、甲がこの契約に違反したため、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(契約解除に伴う特例)

第13条 第11条又は第12条の規定により、この契約が解除された場合において委託業務の一部が完了しているときは、甲は、当該完了部分を確認のうえ、相当と認める金額を支払い、契約目的物の引渡しを受けることができる。

(権利義務譲渡等の禁止)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(再委託等の禁止)

第15条 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りでない。

(守秘義務)

第16条 乙は、業務の実施にあたり、「個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）」を遵守し、乙の代表者、代理人、またはその他の従事者は、この契約期間中及び解除後も委託業務の実施にあたって知り得た機密を第三者に対して漏洩してはならない。

※ 個人情報の取扱いに係る委託契約に該当する場合

第16条 乙は、この契約による事務の処理又は事業の遂行をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(参考) 委託契約の類型 (個人情報取扱事務等の委託基準第4)

【類型1】 県が保有する個人情報を受注者に引き渡してその処理を行わせるもの

例：電算入力データエントリーの委託、通知書等の封入封かん作業

【類型2】 県は個人情報を引き渡さないが、委託事務等の性質上、受注者において個人情報を取り扱うことが予定されているもの

例：世論調査、アンケート調査等、大会・研修会等の運営の委託

【類型3】 委託事務等の性質上、個人情報を取り扱うことが予定されていないが、受注者が当該事務等の遂行に当たって、個人情報を取り扱うことがあり得るもの又は個人情報を入手できる状況となり得るもの

例：庁舎等警備業務、システム等の保守点検・開発業務等

(データの権利帰属)

第17条 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料等及び委託業務の実施により提出された契約目的物並びに委託業務に関するデータの記録されている記録媒体の内容を成すデータ (以下「データ等」という。) に関する一切の権利は、甲に帰属する。

2 本委託業務 (甲又は乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物を含む。) の著作権及び所有権は、甲から乙に対し委託料の支払いが完了したときを以って乙から甲へ移転する。なお、業務完了の日から委託料が完納されるまでの間の成果物の使用については、乙はこれを承諾するものとする。

3 前項の規定によらず、成果物のうち、同種の成果に共通に利用されるノウハウ・ルーチン・モジュール (乙が従来権利を有していたものに限る。) に関する権利は、乙に留保されるものとする。

4 甲は、前項の規定に基づく成果物を自ら使用するために必要な範囲内において自由に利用 (著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいう。以下同じ。) できるものとする。

5 乙は、成果物のうち乙が委託業務の従前から著作権を有する著作物の複製物について甲が成果品を使用するために必要な範囲において利用を許諾するものとする。

6 乙は、第1項、第2項及び前項に基づき甲に著作権を譲渡し、あるいは甲に利用を許諾した成果物に関し、著作者人格権を行使しないものとする。

7 成果物のうち、第三者が従前から保有する著作物の著作権は、当該第三者に帰属するものとする。この場合、当該第三者との間で定める使用許諾契約に従って当該著作物を利用するものとする。

8 乙は、委託業務の実施により新たに開発したプログラムに係るノウハウ・ルーチン・モジュールを利用し、ソフトウェアを作成して第三者に販売、使用許諾 (再使用許諾を含む。) 等をしてはならない。ただし、甲の文書による承諾を得たものについては、この限りではない。

9 乙は、委託業務の実施により改造したプログラムに係るノウハウ・ルーチン・モジュールを第三者に販売、使用許諾 (再使用許諾を含む。) 等を行ったときは、速やかに甲へ通知するものとする。

10 第8項及び第9項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(データ管理)

第18条 乙は、データ等の外部への漏洩、滅失、毀損等を防止するため、施設設備の管理運営体制に必要な措置を講じるとともに、善良なる管理者の注意義務をもってデータ等の適正な管理にあたらなければならない。

2 甲は、乙に対して、前項にかかる乙の講じた措置について、報告させるとともに、必要に応じて、

その改善を求めることができる。

(目的外使用等の禁止)

第19条 乙は、委託業務にかかるデータ等を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第20条 乙は、第2条第1項の規定による甲の指示によるものを除き、委託業務にかかるデータ等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(データ等の運搬)

第21条 委託業務にかかるデータ等の運搬は、すべて乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

2 乙は、甲のデータ等を受け取ったときは、引き換えに甲にデータ等預り証(様式第3号)を提出し、データ等の保管の責めを負うものとする。

3 乙は、前項のデータ等に誤り又は脱漏を認めたときは、速やかに甲に通知するものとし、甲は遅延なく補正するものとする。

(データ等の返還及び処分)

第22条 委託業務完了後又は第11条若しくは第12条により契約が解除された場合において、乙は次の各号によりデータ等を返還し、又は処分しなければならない。

(1) 乙は、甲から提供された委託業務にかかるデータ等を甲の指示により、速やかに甲に返還すること。

(2) 乙は、甲に納入又は返還を要する物件及び乙が保管を要する物件を除き、委託業務にかかる一切のデータ等を抹消、焼却、切断等の方法により再使用できない状態にして処分すること。

(使用機器等)

第23条 委託業務の実施に必要なコンピュータ、プリンタ等の機器及び帳票等の消耗品(以下「使用機器等」という。)の準備、運搬並びに保守は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

2 前項に掲げる使用機器等の設置場所については、甲、乙協議して定めるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第24条 乙は、この契約から生ずる債権を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならないものとする。

ただし、信用保証協会法(昭和28年法律第196号)に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合には、この限りではない。

(不当介入に対する措置)

第25条 乙は、乙又はこの契約に係る下請契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。

(補則)

第26条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 岩手県

契約担当者 県立病院等事業管理者

医療局長 小原 重幸

乙